社団法人全国日本学士会公印取扱規程

平成２３年４月１日　会長代行裁定

（目的）

第１条　この規程は、社団法人全国日本学士会（以下「学士会」という。）における公印の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（公印の種類）

第２条　学士会の公印は、次に掲げる印章をいう。

　①会長印（丸）

　②理事長印（丸）

③専務理事印（丸）[実印]

　④黒木一郎印（丸）[経理印]

（公印の印影）

第３条　公印は、社団法人全国日本学士会公文書印章簿のとおりとする。

（公印管守責任者）

第４条　公印の管守及び使用の責任は、公印管守責任者がその任にあたる。

２　公印管守責任者は、事務局長をもって充てる。

（管守方法）

第５条　公印は、学士会事務室内の常に錠のかかる丈夫な容器に納めて管守しなければならない。

２　公印は、公印管守責任者の承認を得た場合のほか、学士会事務室外へ持ち出すことができない。

（公印の使用）

第６条　公印は、学士会が作成する公文書以外にみだりに使用することができない。

２　公印を使用する者は、決済済みの原議書その他関係書類を公印管守責任者に提示のうえ、使用の承認を得るものとする。

（公印の事故）

第７条　公印管守責任者は、公印を滅失または毀損したときは、速やかに理由を付して会長に報告しなければならない。

　　　附　則

　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。